

○湯浅町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年3月10日告示第12号

湯浅町成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定め、平成18年3月10日から適用する。

湯浅町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）が民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度を利用するに当たり、その利用を促進するために必要な支援を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、湯浅町とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、町長による成年後見、補佐又は補助開始に係る審判申立て（以下「申立て」という。）を行う場合の費用及び成年後見人、補佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(申立て)

第4条 前条に規定する申立ては、町長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、当該規定に定める者について、その福祉を図るため特に申立てが必要であると認めるときに行うものとする。

(申立ての対象者)

第5条 町長による申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、要支援者であり、かつ配偶者若しくは二親等内の親族がないもの又はこれらの親族があっても音信不通の状況等にあるもので、町長が当該要支援者の保護のために申立てを行うことが必要と認めたものとする。

(申立て費用の負担)

第6条 町長は、第4条の申立てを行う場合において、申立て手数料、登記手数料、鑑定費用その他申立てに必用な費用を負担するものとする。

(申立て費用の返還)

第7条 町長は、対象者が、収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の中から当該申立てに要する費用の支払いをしても、なお生計が維持することができると思われる場合は、当該対象者に対し、本町が負担した当該申立てに要した費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する費用の返還を求めようとするときは、申立てと併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第28条の規定による費用負担命令の審判の請求を行うこととする。

3 町長は、前項の規定による費用負担命令の審判の請求の結果、却下されたときは、費用の返還を求めないものとする。

(成年後見人等報酬の助成)

第8条 町長は、対象者のうち、次に掲げる者に係る成年後見人等に対する報酬（以下「報酬」という。）について全部又は一部を助成するものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 収入、預貯金、活用できる資産等がなく、報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると町長が認める者

2 前項の助成の額は、対象者に係る福祉サービス利用料、社会保険料、生活費等町長が必要と認める経費及び報酬の額（成年後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した金額）の合計額が対象者の収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額を上回った場合において、当該上回った額とし、国の定める基準単価（対象者の生活の場が在宅にあっては月額28,000円、施設入所中にあっては月額18,000円）を助成の上限とする。

(助成の申請)

第9条 前条の規定により助成を受けようとする対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等（以下「申請者」という。）は、湯浅町成年後見人等報酬助成申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成の可否を決定する。

2 町長は、助成の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに湯浅町成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、湯浅町成年後見人等報酬助成請求書（別記様式第3号）により、助成金を請求することができる。

(助成の中止及び返還)

第12条 町長は、助成の交付を受けた者について、収入、資産等の状況の変化又は死亡等により助成の必要がなくなつたと認められるときは、その内容に応じて助成を中止し、又は既に交付した助成金の返還を求めることができる。

2 町長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式第1号(第9条関係)

別記様式第2号(第10条関係)

別記様式第3号(第11条関係)